

議案第70号

福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護老人福祉施設に緊急時等における対応方法の定期的な見直しを義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「医師」の次に「及び当該指定介護老人福祉施設が定めた協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第11条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。